

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ギニア人権報告書 2016 年版

概要

ギニアは、数 10 年にわたる権威主義体制から立憲民主共和国への移行の初期段階にある。2015 年 10 月 11 日にこの国では、2 度目の民主的な大統領選挙が実施され、現職のアルファ・コンデ(Alpha Conde)大統領が 58%の得票率で勝利した。選挙戦は、2010 年の大統領選挙や 2013 年の国民議会選挙と比べて穏やかであったが、それでもデモ参加者と治安部隊との衝突で数名が死亡した。

路上での抗議デモへの対応について、より規則を厳格にし、殺傷力の高い武器の使用を禁止したにもかかわらず、時折、治安部隊の一部が文民統制を独自に行っていた。

最も深刻な人権問題は、相変わらず、刑務所と収容施設の生命を脅かすよう状況、公平な裁判を受ける権利の剥奪、また性的虐待、強制結婚や早婚、女性器切除(FGM/C)等、女性と少女への暴力と差別であった。

その他の人権問題としては、治安部隊による殺人と自白を強要するための拷問を含む一般市民への過度な実力行使、恣意的な逮捕、政治犯に対するものを含む長期にわたる未決勾留や無期限勾留、家族や自宅への恣意的な干渉、出版及び集会の自由の制限、政府内の全ての階層での汚職、障害を持つ人への差別、児童への強制労働を含む人身売買があった。

刑事責任の免除も相変わらず問題であった。政府は、この年を含め過去数年間、権力を乱用した公務員に対して起訴または処罰の措置を講じることはほとんどなかった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及びその他の法に基づかない又は政治的な意図を持った殺人

政府又はその機関が、恣意的又は法に基づかない殺人を犯したとの報告があった。警察による殺傷力の高い武器の使用によって 1 人のデモ参加者が死亡した(第 2 節 b を参照)。

例えば、(2016 年)8 月 16 日に警察官が、反対派がデモ行進をしている際に殺傷力の高い武器を使用し、1 人が死亡し、12 人が負傷した。警察官 1 人が逮捕され、裁判を待っていた。

6月18日には、軍の部隊長が、自らが指揮する輸送車隊の進行を妨げていたトラック運転手を殴打するよう、部下に命令した。これに対し、群衆が隊員に向かって反撃したことによって、2日間にわたる衝突となり、一般市民と隊員との間で略奪行為も起き、17人が負傷する事件となった。政府は直ちに行動をとり、部隊長のイッサ・カマラ(Issa Camara)大尉を解任したが、防衛省は司法省による大尉への尋問要求に応じなかった。

フォファナ(Fofana)前首相が約束した2012年及び2013年以降の森林地帯(Forest Region)で警察等法の執行機関が関与した暴力事件の捜査は、未だに履行されていない。

刑事責任の免除は、2009年に治安部隊が少なくとも150人の反対派のデモ参加者を殺害し、100人を超える女性と少女を強姦したスタジアムでの大虐殺を含め、過去数年間に国家公務員が犯した極めて残忍な行為に対しても引き続き行われている。下級憲兵1名のみが、このスタジアムの大虐殺での強姦容疑で審理され、有罪判決を受け、また下級軍人4名が2010年に逮捕され、無期限勾留されていただけであった。この大虐殺の首謀者として起訴されたクロード・ピヴィ(Claude Pivi)大尉とムサ・ティエグボロ・カマラ(Moussa Tiegboro Camara)大尉の2名は、引き続き政府高官の地位に就いていた。更に、別の被告人であるマスリン・バンゴウラ(Mathurin Bangoura)将官は、コナクリの知事に任命された。2015年にはスタジアム大虐殺調査委員会による捜査で、この委員会を構成する判事が、かつての評議会リーダーで、ブルキナファソに在住し、事件の道徳的責任は認めていたが刑事責任は認めていなかったダディス・カマラ(Dadis Camamra)を起訴したことによって、多少の進展が見られた。起訴のタイミングは、カマラと野党リーダーとの会談と同時だったので問題となった。事件の別の首謀者として起訴され、ダディス・カマラの副官でもあったアブバカル・トゥンバ・ディアキテ(Aboubacar “Toumba” Diakite)は、年末までに逮捕されなかった。2009年のスタジアム大虐殺の調査を続けている国際刑事裁判所(International Criminal Court)は、ギニア当局に犯罪を調査し、犯罪責任を問うように勧めていたが、当局は、治安部隊によって共同墓所に埋葬されたい遺体を掘り起こすことはしなかった。

政府は、2007年にギニア全土で137人から186人のデモ参加者が犠牲となった殺人事件の実行者についても何ら措置を講じていなかった。

b 失踪

政治的な意図を持った新たな失踪事件の報告はなかった。

政府は、2009年のスタジアム大虐殺の後に数10名の民主化運動参加者が失踪していた件について相変わらず調査していなかった。(2009年)9月28日の犠牲者の会(The Association

for the Victims of September 28)は、84 名が未だに行方不明で、死亡したものと考えていた。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

ギニア憲法及び法律は、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける刑罰を禁じているが、人権監視団員は、公務員がそのような手段を相変わらず用いており、それに対する刑事責任も免れていると述べた。旧刑法典では、拷問を犯罪行為としていなかったが、(2016 年)10 月 26 日に新刑法典が公布された。新刑法典では、ギニア法を拷問に関する国際条約に整合させている。過去には、治安部隊員がデモを鎮圧させるために暴力を用い、死傷者が出た事件があった(第 2 節 b を参照)。

刑務所、また司法警察や憲兵隊の収容施設内では、被収容者への虐待がこれまでどおりに行われていた。憲兵隊と警察は、自白を強要するために日常的に被拘禁者を虐待する「司法警察員」(OPJs)を選任していた。人権活動家は、最もひどい虐待は、逮捕の間、又は憲兵隊の収容施設内で起きていたと指摘した。複数の刑事法執行官が 1 人の被疑者を激しく尋問しているビデオが 4 月 23 日にフェイスブックに投稿された後、ネット上で一気に広まった。ソーシャルメディアで大騒ぎになったことによって、国民和解相と警察庁長官が調査に着手し始める等、政府が迅速に対応するきっかけとなり、この尋問に関与した執行官の特定と停職に繋がった。NGO によれば、看守が、児童を含む被拘禁者を拷問、殴打、強姦、その他の虐待をしていて、また女性に対して良い待遇を提供する代わりに性交を強要していた。

政府は、2013 年 9 月に起きた役人による 33 名の恣意的な拘禁と虐待に対する責任について何ら行動せず、当局は、彼らをマタム(Matam)にある PM3 憲兵隊収容施設に拘禁し、その後カンカン(Kankan)近郊のソロンコニー駐屯地(Soronkony Military Camp)に移動させた。被害者は全員 2013 年に解放されたが、監禁者からソロンコニーで殴打され、殺すか、拷問するぞと脅されていたと申し立てた。ギニアの国際連合人権高等弁務官事務所(UN Office of the High Commissioner for Human Rights in Guinea(OHCHR))によれば、拘禁されていたうちの一人が、拘禁中に負ったけがによってその後亡くなったとのことであった。

刑務所及び収容施設の状況

司法省の監督下にあるものの、一般市民を収容する刑務所の状況は、相変わらず過酷で命を脅かすようなものであった。どの刑務所でも虐待、劣悪な衛生設備、栄養失調、病気、不十分な治療のような問題はあったが、憲兵隊と警察の収容施設はさらにひどかった。暴

力、様々な便宜に対する看守の賄賂の要求、また未成年者、女性、成人男性と一緒に収容している問題は、相変わらず続いていた。

物理的な状況：政府は、刑務所と憲兵隊の収容施設にいる被収容者の数に関する全国的な統計を取っていなかったが、(2016 年の)10 月時点で NGO と政府は、全ての刑務所と収容施設にいる被収容者は全国で 2,900 人いると推定した。

(2016 年の)6 月 1 日現在、設計収容人数 300 人のコナクリ中央刑務所(Conakry Central Prison(CCP))には、約 1,400 人が拘束されていた。この刑務所では、未成年者を 1 か所に分けて拘束していたが、建物の金属製の屋根の下にあるベッドの上の段は暑すぎるため、鉄製のベッドの上の段にマットレスを敷かず寝るか、あるいは床の上に寝ていた。この刑務所では、未決拘留者(59%)を判決確定後の受刑者(41%)と分けておらず、逮捕後の未決拘留者の追跡調査をすることも多くの場合できなかった。

ほとんどの刑務所と収容施設は、過密状態であった。CCP 内のある個所では、約 700 人の被収容者が拘束されていて、広さ約 20 x 25 フィートの各監房に約 50 人ずつ詰め込まれていた。また各監房には、トイレとシャワーはあるものの、囲いはなく、中央部に設置された有様だった。過密状態でベッドも足りていないため、被収容者は、床の上に肩を並べて寝ていて、1 日に 1 時間のみ監房の外に出ることが許されていた。刑務官は、過密状態のため、学校や作業場のような社会復帰のための訓練施設を監房に改装した。

コナクリ以外の 2 つの主要な刑務所と憲兵隊の収容施設では、男性と女性が一緒に収容されていた。ギニアには少年拘禁制度がなく、大抵首都以外の刑務所では、刑務官が未成年者を成人と一緒に収容していた。憲兵隊の収容施設では、成人男性、女性、児童と一緒に収容されていて、時には女性は監房の外の廊下で寝ていた。

刑務所では、医療従事者と薬の不足に栄養失調と脱水症が重なって、命にかかわる感染症や病気を発生させていた。脚気の患者がいたとの記録はあったが、被収容者の死亡についてはめったに調査されていなかった。コナクリ以外の 2 つの主要な刑務所では、常勤の医師と医療スタッフはいたが、十分な薬と財源が不足していた。CCP では、広さ 15 x 30 フィートの共同病室に約 30 人の患者が詰め込まれていた。被収容者は、投薬を受けるのに家族、慈善団体、NGO に頼っていたが、訪問者は大抵、被収容者に薬を渡すために賄賂を支払わなければならなかった。被収容者は、時には治療を受けるまでに死にそうになっていた。ネグレクト、不適切な管理、資源の不足が、一般的であった。トイレは機能しておらず、被収容者は衛生目的で使用されるのと同じスペースで寝て、食事をしていた。飲料水とシャワー用水の入手は、不十分であった。多くの刑務所は、以前倉庫として使用されていた

め、換気装置がほとんどなかった。刑務所内の温度はむっとしていて、供給電力も不十分であった。

NGO は、あらゆる刑務所で特有の栄養失調が起きていたと報告した。CCP では食事を提供していたが、ほとんどの刑務所長は、被収容者への食事の提供を慈善団体、赤十字国際委員会(ICRC)、NGO に依存していた。CCP は、2011 に全ての被収容者に 1 日 2 食の食事を提供し始めたと言明したが、NGO は、コナクリとそれ以外の刑務所の被収容者は、未だに 1 日に 1 食しかもらっておらず、多くの被収容者は自分の家族かそれ以外の外部の供給源からの食事に頼っていると主張していた。親族は多くの場合、被収容者を見捨ててしまっていた。これは、刑務所まで通うのが困難で、交通費もかかるためで、また看守がたびたび食事を被収容者に渡すのに賄賂を要求し、払ってもしばしば没収してしまうからであった。

OHCHR と NGO は、訴訟手続きを待っている未決拘留者をまで 3 日以上勾留しないことになっている憲兵隊の収容施設の状況が刑務所よりもはるかに悪いことを指摘していた。この「一時的な」勾留は、2, 3 日から数か月まで続くことがあり、収容施設には食事や治療を提供する体制が確立されていなかった。刑務所同様、憲兵隊の収容施設は、じめじめしていて、強い悪臭を放っていた。政府は、人身保護令状請求の権利を日常的に停止していた。

司法省が一般市民を収容する刑務所を管理していたが、被収容者の中には、看守よりも力行使する者がいて、状況を統制し、監房を割振り、支払うことができる被収容者に良い状況を提供する等をしていた。刑務所の管理者と憲兵隊の収容施設の監督者は、時には自分が所属する軍や憲兵隊の上官の指令が司法省の命令と矛盾する場合でも、上官の指令に従わなければならないと述べていた。裁判所が時には被収容者の釈放を命令することがあっても、被収容者が賄賂を支払うまで看守が被収容者を釈放しないことがあった。

管理：当局は、非暴力犯罪者の拘禁に対して代わりの方法を用いていなかった。刑務所の記録業務は不適当だった。被収容者が釈放のために賄賂を支払った場合、逮捕の記録はしばしば「紛失」となっていた。苦情に対応するオンブズマンはいなかった。司法省内には刑務所の監察総監がいて、苦情処理を担当していたが、そのようなことはめったに起きなかった。地元の NGO の全ての人に平等の権利(Equal Rights for All(MDT))は、CCP 以外の刑務所では礼拝式が制限されていたと述べた。刑務所と収容施設の被収容者は、苦情を申し立てる権利があるが、刑務所の看守と憲兵による仕返しを恐れて、めったにそうすることはなかった。刑務所の被収容者は、苦情を申し立てるために弁護士を使わなければならないが、弁護士は不足していて、高額であった。刑務所当局は、虐待や非人道的な刑務所の状況についての信頼できる申し立てであっても調査をすることはなかった。

独立機関によるモニタリング：政府は、医療と食べ物をひどく必要としている者に提供している地元の人道主義者と宗教団体による刑務所の訪問を許可していた。ボランティアや宗教団体だけでなく MDT(全ての人に平等の権利)や難民、避難民、被収容者の支援協会 (Association for the Support of Refugees, Displaced Persons, and Detainees) のような地元の NGO も定期的に妨害を受けずに CCP への出入りができていた。ICRC は、一般市民を収容する全ての刑務所と収容施設への定期的な出入りが認められていて、一般市民を収容する刑務所の状況を改善するために刑務所やその他の治安当局との共同事業も継続していた。政府も憲兵隊によって運営されている収容施設への国際機関や NGO の出入りを許可していた。

国防省の監督下にある軍事刑務所の状況は、政府が社会的活動組織や国際機関の刑務所への出入りを拒んだために検証できなかった。軍当局は、軍事刑務所に一般市民を収容していないと主張したが、これまでの例では、この主張と矛盾していた。刑務所がカッサ島 (Kassa Island) にある駐屯地に引き続き存在しているとの報告が幾つかあったが、当局は独立機関によるモニタリングを許可することを拒んだ。

d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律はこのような行為を禁じているが、政府は常にこれを遵守しているわけではなかった。

警察及び治安組織の役割

国防省の一部である憲兵隊と治安省 (Ministry of Security) の監督下にある国家警察 (National Police) は国内の治安を分担しているが、彼らの権限は明確に定められてはいない。軍は対外的な治安を担当しているが、国内の治安の役割も担っている。法は軍、憲兵隊、警察に逮捕することを認めているが、憲兵隊のみが軍の隊員と警察官を逮捕することができる。また犯罪防止局 (Anti-Criminal Bureau) や薬物及び組織犯罪撲滅特殊業務担当大統領統括事務局 (Secretariat General of the Presidency in Charge of Special Services in the Fight against Drugs and Organized Crime) のような特殊警察や憲兵部隊もある。取調べ手法の特別な訓練を受けた警察と憲兵の混合部隊である司法警察員 (OPJs) は、裁判所と捜査済の特定の犯罪を担当していた。

治安部隊が社会で起きた暴力の防止又は対応に失敗した例があった。この中には集団が激しく抵抗したことによって全土で起きてしまった事件も幾つかあった。この年には、全国的な暴動で 17 人が死亡し、そのうち 5 人は暴徒が実力行使で治安部隊から奪回した人達だ

った。

警察は、相変わらず無能で、薄給で、装備も不十分であった。命令を無視し、度を越した暴力に頼った治安部隊についての報告が複数あった。

汚職は、蔓延ったままであった(第 4 節を参照)。警察に対する運営管理は効果のないものであり、治安部隊は刑法典にめったに従っていなかった。警察が腐敗していて、役立たずで、危険な存在であるとの共通認識はあるが、それによる犯罪を被害者はほとんど報告していなかった。

政府は、制服を規格化し、身分証明書を配布し、警察官を名乗る詐称者を除去する改革を続けていた。憲兵隊は、より良い訓練と装備を受けていた。政府は、抗議デモへの対応について厳格な規則を定め、凶器に頼るのではなく、警察署を含む不動産の破壊をさせておく内務規程まで設けた。

治安部隊による虐待を調査するための仕組みが、限定的ではあるが内部及び外部にあった。しかしながらこれらの仕組みは、職業意識と技術の欠如、また正常に機能していない司法制度によって効果のないものとなっていた。

刑事責任の免除は、引き続き蔓延っていて、政府は、虐待をした治安部隊員を起訴または処罰することについて、ほんの最低限のことしかしていなかった。国連難民高等弁務官 (UNHCR) が詳細な情報を要求しているにもかかわらず、2014 年に治安部隊員に殴打された人権弁護士の事件に関して、年末までに法廷で審理されることはなかった。

別の例として、2012 年に起きた汚職行為防止活動家のアイッサトウ・ボイロ (Aissatou Boiro) 氏殺害事件について、当局は犯罪実行者の裁判を行わなかった。当局は、2012 年に 2 人を逮捕し、殺人罪で告発したが、その後裁判所職員が裁判書類に検察官の署名を偽造して、容疑者のうちの 1 人を釈放したのであった。当局は容疑者を再逮捕したものの、事件は年末までに裁判にかけられていなかった。ボイロ氏殺害に関する (2016 年) 3 月の当局の説明では、犯罪ではあったが、政治的な意図を持ったものではないとのことであった。

逮捕手続及び勾留された者の取扱い

法は逮捕状を義務付けているが、警察は多くの人々を令状なしで逮捕している。法はまた、被勾留者は 48 時間以内に判事の面前で起訴されることを定めている。また勾留期間の更新は判事によって一回のみ認められているが、多くの被勾留者はそれよりも長い期間勾留さ

れているのである。当局は、ほとんどの被収容者を裁判もせずに無期限に 3 つの主要な刑務所に勾留していた。国の安全保障に関わる場合には、法は勾留期間を倍の 96 時間にすることを認めており、更新も一回できる。

法は、午後 9 時から午前 6 時までの間、容疑者を自宅で逮捕することを認めていないが、夜間の逮捕は行われていた。起訴された後、被告人は上訴期間を含め、裁判が終了するまで勾留される。当局は、48 時間以内に被勾留者に起訴内容を通知しなければならない。当局が被告人に弁護人を依頼する権利を与えている法の規定を無視するのはいつものことで、貧しい被告人には国費で弁護人を附していなかった。法は独房での勾留を禁じているが、実際には起きていた。保釈は、管轄する判事の裁量に任されていた。法は被勾留者と家族との迅速な接見を許しているが、そのような接見は時折断られるか、立会人が付く場合のみ、あるいは家族が接見するために賄賂を支払った場合にのみ許されていた。

恣意的な逮捕：令状なしの逮捕が頻繁に行われ、また法で定められた個人の権利の保護のための法の適正手続きにも違反していた。警察は、反対勢力を恣意的に逮捕し、勾留していた。当局はまた、親族によってなされたとされている犯罪についてその家族まで逮捕していた(第 1 節 e 及び 1 節 f を参照)。

公判前勾留：当局は、約 75% の被収容者に対して無期限の公判前勾留をしていた。当局は、多くの場合、裁判が終了し、刑に処せられるか釈放されるまで 3 年またはそれ以上もの間被勾留者を収容していた。非効率な裁判所と汚職が、長期にわたる勾留の原因となっている。

(2016 年)8 月に NGO の派遣団が、国連からの資金供給を受けて、ラベ(Labe)とコナクリの刑務所で 168 人の女性と未成年者に法的支援をしたところ、10 人の女性と 21 人の未成年者が釈放された。

勾留された者の要求する権利及び公判前勾留の合法性：刑事訴訟法第 147 条及び 148 条は、被勾留者又はその弁護人は訴訟手続きの如何なる時点においても保釈を要求することができると規定している。担当判事は、48 時間以内に検察官にその要求を伝える義務がある。しかしながら、被勾留者でこの選択をした者は、その後直面する困難を考えてほとんどいなかった。

恩赦：コンデ大統領は再選後の 2015 年 12 月に彼にとって政治上最強の対抗馬の 1 人であるバー・オウリー(Bah Oury)に恩赦を与えた。オウリー氏は 2013 年に不在中に終身刑の宣告を受けていた。しかしながら国民議会は、オウリー氏が政治の道を歩んでいくうえで必

要となる自身の犯罪歴を抹消することになるため、彼に対する恩赦法案を可決しなかった。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律は、司法の独立を規定しているが、司法制度は独立しておらず、財源不足で、非効率で、公然と汚職が蔓延っていた。予算不足、資格を有する弁護士と判事の不足、時代遅れで限定的な刑法典、縁者贓賈、民族的偏見が、司法の効率性を制限してしまっていた。2012 年の時点で、この国にはたった 200 名の司法官(裁判官、裁判所書記官、検察官)しかいなかった。そのため、県内にある最下級裁判所(治安裁判所(Courts of the Peace))では、大抵、1 人で裁判官、検察官、裁判所書記官を担っていた。定期的に予定されている重罪院(Cour d' Assises)(High Crimes Court)での刑事裁判は、7 年間の中止の後、2012 年に再開された。「重罪」を審理するために年 3 回開かれることになっているこの裁判所は、2012 年以降たった 1 度しか開かれなかった。ギニア国内の裁判所命令は、多くの場合遵守されていなかった。例えば、裁判所によって釈放された者の中には、看守に「出所料」を支払えなかったために刑務所内に留まっていた者もいた。他方では、政治関連の犯罪者は大抵訴追を免れていた。

司法の腐敗に慎重な、あるいは他に選択肢がない多くの一般市民は、村又は都市部の近隣住民レベルでの伝統的な司法制度に頼っていた。訴訟当事者は、村長、近隣住民のリーダー、又は「賢者」の評議会の前で民事訴訟を提起していた。フォーマルとインフォーマルな司法制度の境界線は曖昧で、当局は時には、全ての当事者の承諾を確実に得るためにフォーマルから伝統的な制度へ付託することがあった。同様に、伝統的な制度では全ての当事者が満足する解決に至らなかった事件について司法の判断を仰ぐためにフォーマルな制度に付託することもあった。伝統的な制度では、女性が提出した証拠は軽視されていた。

裁判手続

裁判は公開で、重罪院での刑事訴訟では陪審制が採用されていた。被告人は、出廷して、適時に弁護人に助言を求める権利を有する。検察当局は、証言及びその他の証拠を含む裁判資料を準備し、その謄本を被告人に提供する。被告人は検察側の証人と向き合って審問する権利があり、また自己のために証人及び証拠を提示する権利も有している。法は、被告人の推定無罪、裁判官の独立、法律による平等な保護を一般市民が受ける権利、被告人が助言を求める権利(但し重大事件に限る)、判決に対して上訴する権利を定めているが、これらの権利の行使は一貫して見られなかった。当局は、被告人に嫌疑の内容を伝えなければならず、起訴されてから全ての上訴までの間必要に応じて随意説明し、また 48 時間以内に起訴するか釈放するかしなければならないが、当局は被告人のこれらの権利を常に守

っているわけではなかった。被告人は防御の準備をするための十分な時間は与えられていたが、弁護人との接見のような便宜は十分与えられていなかった。ほとんどの事件では、裁判にかけられなかった。当局は、被告人を裁判開始まで(嫌疑内容にもよるが)6か月以上1年以内の勾留をすることはできない。当局は、度々被告人のこれらの権利を拒んでいた。

政府は、重大な刑事事件では法的防御の費用を賄う責任があるが、この目的のための資金を支給することはめったになかった。被告人に弁護人を附したとしても、弁護人は報酬を受けられない場合が度々あった。当局は弁護人が被勾留者に接見するのを認めてはいたものの、大抵刑務所の看守か憲兵が立ち会う条件付きであった。法の下では、被告人は、自己に不利益な供述や自白を強要されない権利を有するが、実際には収容施設で拷問が行われていて、このような被告人を保護する条項が無力なものとなっていた。

政治犯及び政治的理由に勾留された者

NGOによると、政府は、「政治的な脅迫をした」として数人の個人を逮捕したが、その後すぐ彼らを釈放した。政府は、定期的な ICRC によるこのような個人への接見を許可していた。

2011 年のコンデ大統領暗殺未遂に関与したとして刑務所に収容されていたノウハウ・ティアム将官(General Nouhou Thiam)と他の4名の軍人が、(2016年)3月に裁判にかけられ、「既に勾留されていた期間」との判決を受けた後、釈放された。人権活動家によれば、そのような刑はこの国の刑事司法制度には存在しないが、起訴されることによって虐待や恣意的な勾留を避けるために政府が取り得る唯一の方法とのことであった。実際に彼らの勾留されていた期間は、彼らが起こしたと疑われている犯罪の最高刑を超えていて、ティアム将官は、2か月の刑罰を伴う嫌疑、また他の4人は6か月の刑罰を伴う嫌疑を受けていたのであった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

法は、人権侵害による損害賠償金を求める訴訟を含め、民事事件における訴訟手続を規定している。それにもかかわらず、訴訟手続は、独立性も公平性も欠けていて、賄賂と政治的や社会的地位がしばしば判決に影響を及ぼしていた。実際には、人権侵害による損害賠償金を求める訴訟は、ほとんどなかった。これは、治安部隊員を訴えることに対する一般市民が抱いている不安と裁判所制度の権限と公平性への信頼の欠如によるものとある程度考えられる。国内の裁判所命令は、多くの場合遵守されていなかった。一般市民のために訴訟を起こしている NGO は、2012 年、2013 年、2014 年に拷問に対する苦情から無期限勾留まで、彼らが求めた訴訟は未だに審理されていないと述べていた。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は法に基づかない干渉

憲法及び法律は、このような行為を禁じているが、報告によると警察は犯罪容疑者の追跡において、それが自分達の私的な利益を満たす場合を含め、法的手続きを無視していたとのことであった(第 1 節 e を参照)。当局は、どの時間でも一般市民を自宅から連行し、彼らの所持品を盗み、釈放のために賄賂を要求していた。

政府は、親族が犯したとして嫌疑をかけられている犯罪について、その家族も罰し続けていた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律は、言論及び報道の自由を規定しているが、政府は、報道の自由を制限していた。

報道及びメディアの自由：独立系及び野党系出資のメディアは、活発で、概して幅広い見解を表明していた。活字メディアは、低い識字率(41%)と新聞価格の高さにより、情報の届く範囲は限られていた。ラジオが、引き続き一般市民にとって最も重要な情報源であり、非常に多くのラジオ局が全土で放送している。リスナーが電話で参加する FM ラジオ局の番組は人気があり、一般市民に政府への様々な不満を表明させていた。ニュースサイトの増加は、異なる見解に対する要求の高まりを反映していた。それにもかかわらず、中傷と特に証拠のない主張は、放送中止や罰金を含む政府による報復を招くことがあった。例えば、大統領を侮辱した教唆犯として起訴された民放ラジオ局ミロ (Milo) FM のジャーナリストは、6 月 22 日にカンカン県(アッパーギニア(Upper Guinea))の第一審裁判所で百万ギニアフラン(GNF)(\$112)の罰金を支払う判決を受けたのであった。

暴力及び嫌がらせ：政府及び警察と密接に関連している政治団体であるギニア人民連合(Rally of the Guinean People(PRG))のメンバーによる直接的なジャーナリストの身体への攻撃、嫌がらせ、脅迫の報告があった。

(2016 年) 6 月には、大統領が自身の政治団体の会議に参加している写真を撮っていたジャーナリストを大統領警備員が激しく殴打し、このジャーナリストの機材を没収した。

警察官も報道記者の機材を没収した。

ジャーナリスト 1 名が、2 月に行われた政治集会取材していた際に殺された。伝えられているところでは流れ弾を受けたと言われている。

検閲又は内容の規制：政府は、国会公務員とその行動を批判したニュースを放送した局とジャーナリストを処罰した。

国会公務員が不適當な圧力と賄賂で報道の論調に影響を及ぼそうとしたとして非難したジャーナリストが何人かいた。ボディーガードを雇ったジャーナリストもあり、多くのジャーナリストは、自主規制をしていた。

大統領は、5 月の記者会見の際に、ラジオ・フランス・インターナショナルの記者に息子の鉦業汚職事件への関与について質問をするよう公然と促した。

文書誹毀/口頭誹毀法：国家元首に対する文書誹毀、口頭誹毀、虚偽の報道には、重い罰金が科せられる。国家公務員は、野党リーダーを苦しめるためにこれらの法律を利用していた。

例えば、(2016 年) 6 月にトークショウの司会をしていたジャーナリストは、番組に電話をかけてきた者が大統領を侮辱したために、共犯及び国家元首への侮辱に対して百万 GNF(\$112)の罰金が科された。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限したり、一時不通にしたりはしなかった。またインターネットでの内容を検閲したりもしなかった。正当な法的権限なしにインターネットでの個人の通信を政府が監視したとの確かな報告もなかった。国際電気通信連合(International Telecommunication Union)によると、2015 年に人口の 4.7%がインターネットを利用していたとのことであった。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由及び文化的な行事への政府による規制はなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法は、集会の自由を規定しているが、政府は、この権利を制限している。法は、民族的若しくは人種的な性質を帯びているいかなる会、又は国民の融合を脅かす性質を有するいかなる集まりを禁じている。政府は、開始の 72 就労時間前までに集会に関する事前通知をするよう義務付けている。法は、デモ又は集まりが公の秩序を脅かすと地方当局が信ずる場合、当局にそのようなデモ又は集まりを禁じることを許可している。当局は、暴力又は財産の破壊が生じた場合には、イベントの主催者を刑法上の責任を負うべく拘束することもできる。(2016 年)10 月に電力不足に不満を持った一般市民による抗議の後、警察と憲兵の混合部隊が、違法な集まり及び騒動を引き起こした嫌疑で 30 名を逮捕した。このうち 12 名は起訴され、18 名は無罪放免になった。

不十分な公共サービスに度々抗議しているデモ参加者を解散させるための警察による度を越した実力行使は、死亡者と負傷者を生む結果となった。コナクリでの(2016 年)8 月の反対派によるデモの際、21 歳の男性が警察の銃弾によって殺された。容疑者の警官は、逮捕された。治安市民保護相によると、12 名が負傷したとのことであった。

(2016 年)4 月にコナクリの知事バンクーラ(Bangoura)は、野党メンバーが刑事施設に収容されたことに抗議する女性によるコナクリでのデモ行進を事前に認可していたにもかかわらず、直前になって禁止した。

2013 年と 2015 年の政治的合意の一部では、2012 年と 2013 年に 50 人を超える死者を出す結果となった政治的暴力を調査し、実行者を処罰し、犠牲者を補償することを約束した。政府は、年末までにこれらの約束を果たすために何ら措置を講じていなかった。

結社の自由

憲法は、結社の自由を規定しており、当局は、概してこの定めを守っていた。公的、社会的、文化的、宗教的、政治的結社の公認を得るための要求事項は厄介なものではなかったが、役所による遅延が時として登録を遅らせていた。

c. 信教の自由

国務省の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)を

www.state.gov/religiousfreedomreport/ で参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律は、国内移動、外交旅行、外国に移住、本国へ帰還する自由を定めており、政府は、概してこれらの権利を守っていた。しかしながら、警察と治安部隊は、金銭を強要するために路上防塞で人々を引き留めて、旅行者の自由な移動を妨げ、彼らの身の安全を脅かしていた。エボラ出血熱の流行によって、当局がセネガル、シエラレオネ、リベリアとの国境を封鎖し、人と物資の移動を妨げたため、問題をより複雑にしていた。(2016 年)8 月にこの地域の国々でエボラ出血熱の終息が宣言された後、コートジボワールとの国境が再び開けられた。政府は、UNHCR とその他の人道的活動組織と協力して、難民、無国籍者、庇護申請者を保護し、支援の提供をしていた。

国内移動：政府は、18 歳以上の全ての国民に国の身分証明書を携帯することを義務付けたため、国民は検問所で要求があり次第提示しなければならなかった。

2012 年に政府は、幹線道路上に設置した全ての路上防塞の撤去を発表したが、国境沿い及びコナクリの特定の戦略的なルート上にある主要な検問所は維持すると宣言した。しかしながら警察と憲兵は、首都内のいたるところと国内全土に検問所を手当たり次第に設置して、運転手に「通行料金」やその他の違法な料金を日常的に請求していた。警察と憲兵は、これらの検問所で旅行者から時折略奪を働き、暴行を加えていて、時には殺すぞと脅していた。政府の高官は、このような行為が続いていることを認識していたが、それを止めさせる力はないと公言していた。

国内避難民

国内の幾つかの地域では、異民族間で暴力事件が起き、その結果人々は国内での避難を余儀なくされていた。人道的活動組織は、このような人々と接することができ、支援を提供していた。

難民の保護

この国は、コートジボワール、リベリア、シエラレオネを含む近隣諸国からの難民を受け入れていた。(2016 年)4 月時点で、UNHCR は、8,696 名の難民がいたと発表し、このうち 6,580 名は、コートジボワール人であった。エボラ出血熱の伝染によって、国内を横断して、難民を受け入れている地方を含む地域に立ち入ることを時々制限されることになった。しか

しながら、援助団体は、コウアンカン第 2 キャンプ(Kouankan II Camp)に暮らしているコートジボワール人の難民を支援することができていた。(2016 年)8 月にこの地域の国々でエボラ出血熱の正式な終息が宣言された後、コートジボワールとギニアとの国境が再び開けられたことによって、本国への自発的な帰還を再開する道が開かれ、(2016 年)9 月に UNHCR は、128 名の難民の最初の陸路での護送団を計画した。

庇護を求める権利：法は、亡命又は難民認定をする定めがあり、政府は、難民を保護する制度を確立している。

基本的なサービスを求める権利：難民には、教育や医療を受けるような基本的なサービスを求める権利がある。

無国籍者

元々はシエラレオネから来た数百名の事実上の無国籍者がいた。これらの人々は、ギニア国内で出生、結婚、帰化、世襲というギニア国籍取得の如何なる基準も満たしていなかった。UNHCR によると、これらの難民は、シエラレオネからの難民に対する休止条項が発動された後、本国への帰還も地域社会への融合も要請しなかったとのことであった。彼らの中には、放棄された難民キャンプで生活している者もいれば、キシドゥグ(Kissidougou)にあるかつての難民キャンプ地からこの国の北東部にある手作業による金採掘地域に移動した者もいた。

第 3 節 政治的なプロセスに参加する自由

憲法及び法律は、一般市民に対して、秘密投票で行われ、普通且つ平等な選挙権に基づく自由で公正な定期的な実施される選挙で自らの政府を選択する権利を与えているが、一般市民は、そのような権利の行使を制限されていた。

選挙及び政治的な参加

最近の選挙：2015 年 10 月 11 日にアルファ・コンデ大統領が 58%の得票率で再選を果たした。

憲法は、国民議会が発足後 6 カ月以内に地方選挙を実施することを定めており、実際、国民議会は、2013 年 1 月 13 日に発足した。しかしながら、地方選挙はこの年に 3 回も実施が

遅れ、最近では 2017 年に予定が変更された。

政党及び政治的な参加：登録要件以外に政党を組織する上での公的な制限はなかったが、政党は一つの地域または民族を代表することはできない。

女性及び少数民族の参加：女性の政治への参加に対する文化的な制約があったと監視員は指摘していた。女性は、34 名の閣僚のうち 5 名で、114 名の国民議会議員のうち 25 名であった。選挙法では、国民議会で議席を争う政党は立候補者の最低 30%は女性でなければならないと義務付けている。しかしながら、全ての政党がこの規則に忠実に従っているわけではなく、このような違反に対する取り締まりが行われていたわけでもなかった。

10 月の大統領選挙の際には、緑の党(Green Party)からは、8 名の立候補者のうち女性は 1 名のみだった。

少数民族は、国民議会、裁判所、閣僚に代表者を出していた。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法は、役人による汚職に対する刑罰を規定しているが、政府は、この法に基づく取り締まりを怠っていて、役人は多くの場合、刑罰を受けずに汚職行為をしていた。世界銀行の最新の世界ガバナンス指標(Worldwide Governance Indicators)は、汚職が深刻な問題であり続けていることを表していた。役人は、公的資金を私用のため、又は政府職員用の高級車の購入のような違法と認められる公用に流用していた。土地の売却と業務請負は、大抵透明性が欠けていた。

汚職：治安部隊による汚職は蔓延していた。警察と憲兵は、訴訟手続きを無視していて、路上防塞、刑務所、収容施設で一般市民から金銭を強要していた。政府は、路上の検問所の数を減らしたものの、それでも取引業者、小規模事業者、運転手、乗客は、通過するために賄賂を支払わざるを得なかった。監視員は、刑務所の被収容者は頼みを聞いてもらう代わりに看守にお金を払っていると指摘していた。(2016 年)4 月に国民和解相は、警察の路上防塞で一般市民として立ち止まって、強要された。その後少しして自分の公用車に戻ったらすぐに、警察官は逃走したが、起訴されることはなかった。

司法部門の改革には、判事の給与を上げ、判事の汚職事件を取り扱う判事に関する高等評議会(High Council for the Magistrature)を設立することが必要だった。憲兵、警察官、刑務所の看守も薄給で、裁判所が既に釈放を認めた被収容者を含め、賄賂と引き換えに被

収容者を釈放しようとの申し出をしていた。警察官と裁判所の職員は、刑事及び民事事件の被告(人)に減刑又は起訴の取り下げのために金銭を要求することが多かった。

産業界のリーダーは、規制に関する手続きが不透明で、汚職を助長していると断言していた。

2004 年に創設された国立汚職防止庁(National Anti-Corruption Agency(ANLC))は、汚職撲滅を専門とする唯一の国家機関である。ANLC は、独立した機関であるが、大統領に直接報告する。ANLC は、苦情受付局(Bureau of Complaint Reception)が受けた汚職の疑いに関する匿名の情報を調査している。しかしながら、過去 2 年間そのような情報に基づいた犯罪訴訟手続きは全くなされなかった。

資産開示：公務員は、公開法の対象となっていない。選挙法は、国民議会の議員又は候補者に対して特定のタイプの金融活動を禁じている。彼らは、自国以外の国から報酬を得る、最高経営責任者(CEO)、CEO の代理、国の支配下にある企業の総裁になることはできず、国の支配下にある又は国の補助金若しくはその他の助けに頼っている企業の株主になることもできない。これらの規則があるにもかかわらず、国民議会議員は、一般の授業料を取って資金を賄う学校運営のような自身が行っている事業を支援するために、国の歳入を無断で利用している。当局は、何人かの国民議会議員に対して与党を支持しなければ国からの助成金をカットすると脅していた。

情報の一般公開：2010 年に国民移行評議会(National Transition Council)は、政府の情報に対して自由にアクセスできることを定める法案を採択したが、自由なアクセスは、そのとおりに行われていなかった。下級官僚は、多くの場合、要求に速やかに対応していなかった。政府のウェブサイトやその他の資料は、十分に機能しているとは言えず、ほとんど情報も提供しておらず、見て回るのも容易でなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

幾つかの国内及び国際的な人権団体は監視を行い、人権侵害に関する情報を広めようと試みていた。彼らは多くの場合、政府に制限されることなく活動していた。NGO は、3 年毎に政府の許可証を更新することを義務付けられている。

政府は、NGO と会って、彼らが指摘する人権問題を聞いてみようと思意は示すものの、多くの場合彼らの要求や提案を実行には移さなかった。政府は、2009 年のスタジアム大虐殺に

関連して起訴された公務員を免職または停職処分にすべきとする人権団体と国際社会からの要求を無視し続けた。

政府の人権機関：2015 年の大統領選挙の後の改造で、人権及び公衆の自由省 (Ministry of Human Rights and Public Freedoms) は消滅した。2012 年に政府は、この省を設立し、ディアビ・ガッサマ・カリファ (Diaby Gassama Kalifa) を初代大臣として任命した。この省の目的は、人権意識を高めて、刑事責任の免除を撲滅させることであつたが、独立人権委員会としての憲法上の要請を満たしていなかった。それでもなお NGO は、この省の設立は、重要な第一歩とみなした。政府の一部であつたものの、人権及び公衆の自由省は、その独立性を主張し続け、また人権への注目度を高めたディアビ大臣を監視員らは称賛した。ディアビ大臣は、挙国一致と公民権を担当する大臣として、2016 年も引き続き人権への注目度を高めた。

独立以来行われていた人権侵害に関する和解を促進するために 2011 年に設立された国民和解のための暫定委員会 (Provisional Commission for National Reconciliation) は、(2016 年)6 月下旬に最終報告書を永遠の真実と和解委員会を設立する勧告と共に発表した。

2014 年に政府は、2010 年の憲法第 16 章の内容を履行し、独立国立人権機関 (Independent National Institution for Human Rights) を設立した。この機関は、法に規定されている機関とは違っていたため、設立当初から物議をかもししたが、その信頼性を確立するために努力を続けていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力：法は、強姦及び家庭内暴力を犯罪行為としているが、どちらも頻繁に発生し、当局はめったに犯罪実行者を起訴しなかった。法律は、配偶者による強姦について規定していない。強姦は、5 年以上 10 年以下の拘禁刑に処せられる。強姦が、妊婦に対してなされた、銃を用いた、共犯者がいた、又は近親相姦であつた場合には、刑罰は 20 年まで加重される。2011 年の政府の調査によると、91% の女性が、性別に基づく暴力を経験していて、49% が性的暴力を受けた経験があつた。この種の犯罪を警察に報告した被害者は、1% 未満であつた。これは、風習、汚名を着せられる又は報復を受ける懸念、警察又は憲兵の捜査が協力的でないためであつた。調査では、被害者は警察又は憲兵が捜査に対して金銭の支払いを要求してくるのを恐れて犯罪事件を報告したことがないことも明らかになった。女性、子供、道徳の保護のための警察署 (Police Office for Protection of Woman,

Children, and Morals(OPROGEM))は、6月に行われた未成年者17人を含む20件の強姦事件の捜査について確認した。

女性に暴力を振るってけがを負わせた場合には、5年以下の拘禁刑及び30,000GNF(\$3.30)以下の罰金に処される。そのけがが原因で、手足の切断又はその他の身体の一部の損失に至った場合には、20年の拘禁刑に処せられ、被害者が亡くなった場合には、無期の拘禁刑に処せられる。法には、家庭内暴力について直接的な定めはないが、当局は、一般的な暴行事件として起訴することができ、2年以上5年以下の拘禁刑及び50,000GNF以上300,000GNF以下(\$5.50以上\$33以下)の罰金に処せられる。暴行は、民法では離婚の構成要件であるが、警察はめったに家庭内の紛争に干渉せず、裁判所もめったに実行者を罰しなかった。

女性器切除(FGM/C)：法は、FGM/Cを禁じているが、この国では極めて高い普及率となっていた。ユニセフは、この国の成人女性と少女の96%がこの処置を受けていて、国のいたるところで、あらゆる宗教、あらゆる民族で行われていた。2件の審理事件では、裁判官は軽い執行猶予の判決を言い渡した。森林地域(Forest Region)の切除キャンプでのFGM/Cによる死亡事件が2件あった。このうちの1件は、実行者は裁判をまだ待っていて、もう1件は地元の当局が、証拠をなくした又は破壊し、事件が起きたことさえ報告書が当局と反対の内容であるにもかかわらず否認していたとのことであった。

切除は、主に4歳から17歳の間の少女でなされていた。民族ごとにFGM/Cを受ける年齢も異なっていた。例えば、トマの少女の6%が5歳になる前に切除されたのに対して、マリンケの少女は39%だった。人口統計及び健康調査(Demographic and Health Survey)の2011年のデータを使用したユニセフの調査によると、45歳から49歳までの女性の100%がFGM/Cを受けていた。FGM/Cに関するユニセフの2013年の報告書によると、96.6%の女性が、15歳までにFGM/Cを受けていた。刑法典は、FGM/Cの処置を受けた後40日以内に被害者が死亡した場合、最高で無期の拘禁刑又は死刑の刑罰を定めている。児童法では、死亡させず、けがも負わせなかった実行者に最低3カ月以上2年以下の拘禁刑及び300,000以上百万GNF以下(\$33以上\$110以下)の罰金に処されることを定めている。被害者が重傷を負ったか、死亡した場合には、児童法では、5年以上20年以下の拘禁刑及び300万GNF(\$330)以下の罰金を明記している。政府はまだ児童法と刑法典と同一にさせる過程にあった。

FGM/Cの最も一般的な方式は切除で、クリトリスと小陰唇の一部分か完全な除去を伴うものである(世界保健機関の分類によればタイプ2)。女性と子供の健康に影響を及ぼす伝統的慣行に関する調整委員会(Coordinating Committee on Traditional Practices Affecting Women's and Children's Health)は、FGM/Cに起因する乳児と妊産婦の死亡率が高いと報

告していた。FGM/C の慣習を遵守しなければならないとする社会的なプレッシャーは強く、従わないことによってもたらされる不名誉と社会的結果は、FGM/C を受ける場合と比べてより厳しいものとなると多くの家族が信じていた。

政府は、宗教界のリーダーの支援を受けて、FGM/C 撲滅に向けて一層努力していた。ある外国大使館は、FGM/C の放棄を加速する全国キャンペーン(National Campaign to Accelerate the Abandonment of FGM/C)で政府を支援し続けていた。ユニセフと国連人口基金(UNFPA)と共同のこのキャンペーンには、NGO、メディア、市民社会のネットワーク、幾つかの省も参加していた。警察も法の定めを実行に移すためにキャンペーン協力者と共に活動し、政府は FGM/C の慣行に反対する幾つかの宣言をした。

政府はまた、FGM/C を根絶するため、医療従事者、公務員、FGM/C の慣行の危険に晒されている一般市民を教育する活動で NGO と協力していた。60 以上もの医療施設が、胎児検診、新生児健診、予防注射の際に、FGM/C の防止活動も取り入れていた。一方で、より衛生的な状況下で医学的な研修を受けたスタッフが FGM/C を行う傾向も続いていた。FGM/C 慣行の「医療化」は、従来の処置を受けた場合による健康面への悪影響を低減させているかもしれないが、リスクを全て排除したわけではなかった。この慣行を放棄させるための効果的で長期的な解決策の発展を遅らせることにもなっていた。都市部の教養のある家庭では、完全に除去する処置を受けるよりも、少女の性器にわずかな、象徴的な切り込みを入れる行為を選択する場合が増えていた。

性的嫌がらせ：2014 年に政府は、性的嫌がらせを含む、職場におけるあらゆる形態の嫌がらせを禁じる新たな労働法典を採択した。憲法は、性別、人種、民族性、政治的意見、又はその他の理由に基づく嫌がらせを禁じている。フォーマルセクターで働いている都市部の女性は、度重なる性的嫌がらせを嘆いていたが、雇用主は、嫌がらせをした者を処分していなかった。(2016 年)9 月現在、労働省は、頻繁に起きているにもかかわらず、性的嫌がらせの事例は報告していなかった。

性と生殖に関する権利：カップルや個人は、差別、強制、暴力を受けずに、子供の数、子供を産む間隔及びタイミングを決定する権利があるが、彼らには、しばしばそのような情報や手段が欠けていた。文化的な規範とタブーが、人々から性と生殖に関する健康について学び、性感染症に対する医療サービスを求める機会を利用するのを思いとどまらせていたとのことであった。国際連合人口部(UN Population Division)は、2015 年に 15 歳から 49 歳までの少女と成人女性の 7.5%が近代的な避妊方法を使っていたと推定していた。WHO によると、2015 年の妊産婦死亡率は、100,000 の生児出生件数あたり 679 人の死亡者数だった。UNFPA は、20 歳から 24 歳の女性の 44%が、18 歳になる前に出産をしていたと報告

していた。妊婦に対する医療は、分娩、出産前の医療、欠くことのできない産科医療、産後医療を受ける期間中、専門家に診てもらえる機会は限られているものの、帝王切開を含め無料であった。しかしながら、患者は、多くの場合、効果のある医療を確実に提供してもらうために、500,000GNF(\$55)から1,500,000GNF(\$165)を医療従事者に支払うと申し出なければならなかった。政府の調査では、再生産年齢の少女と成人女性の85%が出産前の検診を受けていて、45%が分娩の際に熟練の助産婦に立ち会ってもらっていた。医療施設か病院での出産は、わずか40%だった。

差別：法は、女性に対して、相続権、財産権、雇用、信用、離婚を含め、男性と同じ法的地位及び権利を定めていなかった。2014年に採択された労働法典は、雇用における性差別を禁じている。それにもかかわらず、女性は、雇用、給与、教育において差別を日常的に受けていた。伝統的な掟は、女性に対して差別しており、特に農村地帯では、時には正式な法律に優先していた。

社会行動及び女性と子供の地位向上省(The Ministry of Social Action and the Promotion of Women and Children)は、社会の至る所で、特に機会が限られている農村地域で差別に直面している女性の法的な平等を前進させることに取り組んでいた。経済協力開発機構(OECD)によると、伝統的な掟の下では、女性は、同意の上でのみ土地を保有する権利を有するとのことであり、つまりは家族が所有する土地で働き、賃金を受け取ることは認められているが、土地を所有することは認められていないのであった。OECDによると、女性は融資を受けることが困難とのことであった。

政府は、一夫多妻が一般的であることは認識していた。離婚法は、概して親権の付与及び共有財産の分与において男性に有利であった。女性の法的証言は、イスラム教の戒律と慣習法に従って、男性による証言よりも軽視されている。

子ども

出生登録：子供は、国内での出生、婚姻、帰化、または世襲によって国籍を取得する。ユニセフによると、当局が、都市部では出生数の77%を登録していたのに対して、農村部では出生数のわずか41%を登録しているだけとのことであった。監視員は、登録率が低いことは、登記所間の距離、非識字、出生証明書のコストに起因すると考えていた。当局は、出生証明書のない子供が学校に通ったり、医療を受けたりすることを許可していなかった。

教育：政府の方針では、16歳までの全ての児童に対し、無償で初等義務教育を提供している。少女と少年は、その能力に応じて、初等教育と中等教育を等しく受ける権利を

有しているが、少年の 66%が小学校に通っていたのに対して、少女は約 56%だった。政府の統計によると、男子の 21%が中等教育を受けていたが、女子は 11%だった。国際労働機関(ILO)の 2011 年調査でもこの格差が確認された。性的嫌がらせ、家庭での女子労働の需要、児童婚などが、女子学生の出席率を低くしていた。最低就労年齢が 16 歳であるため、本来ならば初等教育を修了していて、まだ法的に就労が許可されていない特に 14 歳と 15 歳の子供たちが、最悪の形態の児童労働をさせられやすかった。

児童虐待：児童虐待は問題だった。OPROGEM は、この年に 29 件の児童虐待と 7 件の育児放棄を調査したが、監視者は、この数が実際の問題の蔓延に比べて極めて少ないと考えていた。路上で公然と発生していた児童虐待は、ほとんど報告されていなかった。家族は、ほとんどのケースを無視したり、地域社会レベルで対処したりしていた。例えば、キンディア(Kindia)では 2015 年に地方委員会が虐待事件を調査したが、事件を裁判所に委ねることは認められず、その理由も不明であった。

早婚及び強制結婚：結婚の法定年齢は、男性は 21 歳、女兒は 17 歳であるが、慣習では 14 歳で結婚を許している。早婚が問題であった。UNFPA によると、20 歳から 24 歳の女性の 63%が 18 歳になる前に結婚していた。中部ギニアと森林地域では、親がまだ若い 10 歳の少女のために婚姻契約を結んでいた。インターアフリカン伝統慣習委員会(Inter-African Committee Traditional Practices)によると、女性と少女の強制結婚が一般的だった。この年に OPROGEM は強制婚姻の 1 件を調査したが、児童婚に関連して起訴は報告されていなかった。

女性器切除(FGM/C)：上記の女性の項にある記述を参照のこと。

子供の性的搾取：法律は、子供の商業的性的搾取を含む、すべての形態の児童売買に 5 年以上 10 年以下の拘禁刑に処することを規定しているが、それは問題となっていた。合意の上の性行為の最低年齢は 15 歳である。15 歳未満の子供との性行為で有罪判決を受けた場合の罰は、3 年以上 10 年以下の拘禁刑及び 200 万 GNF (\$220) の罰金である。法律は児童ポルノも禁止している。これらの法律の規定に違反する行為の取り締まりは全くされておらず、強姦を含む子供への性的暴力は深刻な問題であった。11 歳から 15 歳までの少女が最も被害を受けやすく、強姦被害者の半分以上を占めていた。セックスツーリズムに関する報告はなかった。

ストリートチルドレン：公式の統計は入手できなかったが、特に都市部では路上で生活している子供の人口は多かった。子供は頻繁にモスク、通り、市場で施しを請い求めている。OPROGEM は 144 人の子供が 1 月から 8 月に行方不明になったと報告したが、当局はほとんど

の子供を探し出して、両親の所に戻した。

施設に入れられた子ども：この国には多数の登録した孤児院と未登録の孤児院があった。社会行動及び女性と子供の地位向上省(The Ministry of Social Action and the Promotion of Women and Children)によると、49 の登録孤児院が 4,822 人の子供を世話していた。孤児院での虐待の報道が時々されていたが、信頼できる統計は入手できなかった。当局は、エボラウイルスで家族を亡くした子供を施設に入れていた。

国際的な子の奪取：この国は、1980 に採択された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締約国ではない。国際的な親による子の奪取に関する国務省年次報告書を travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html で参照。

反ユダヤ政策

この国でのユダヤ人社会は非常に小さく、反ユダヤ政策があったとの報告はなかった。

人身売買

米国務省の人身売買報告書を www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照。

障害者

法は、教育、飛行機及びその他の交通機関での移動、医療へのアクセス、国からのその他のサービスの提供において障害者に対する差別を禁止していない。しかしながら、2015 年 2 月に、障害者に対する雇用差別を禁止する新たな労働法典を採用した。公式な報告はなかったが、ほとんどの監視員は、障害者に対して社会や政府による差別が広がっていると感じていた。法は、障害者のアクセシビリティを義務付けておらず、建物や車両にはアクセスできないままだった。社会行動及び女性と子供の地位向上省が、障害者の権利の保護を担当しているが、貢献していなかった。目の不自由な生徒のための学校がンゼレコレ(N' Zerekore)に 1 校あり、コナクリには障害のある子供のための学校があった。政府は、そのような子供を正規の学校に参加させるための支援を提供していなかった。

国籍/人種/少数民族

人口は多様で、3 つの主要な言語グループと幾つかの小さな言語グループが特定の地域に分

布している。この国の 4 つの主要地域には、これらの言語グループが居住していたが、中部ギニアには、プール（フラニ）語、アッパーギニアにはマリンケ語、沿岸ギニアにはスーサー語を話す民族が主に住んでいた。コナクリとカンカンのような他の大都市は、民族的に多様であった。森林地域には 24 の異なる言語があるとされ、そのうちの幾つかは 2 万人しか話されていなかった。

法は、人種や民族差別、民間セクターでの雇用形態で発生している全ての主要な民族による差別、都市近郊での民族隔離、政治運動中に民族的分裂を促すような物言いなどを禁じている。特定の民族を標的にした暴力が、この年に起きていた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力、差別、その他の虐待行為

法は、同意による同性の性行為を犯罪とし、3 年以下の拘禁刑に処せられる。しかしながら、訴追の報告はなかった。2012 年に政府は同性の性行為を含む倫理違反に関する調査部門を追加するために OPROGEM を再編した。前年までとは違って、当局がナイトクラブで女装した男性を公的不法妨害の嫌疑で逮捕したという報告はなかった。差別禁止法は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、およびインターセックス（LGBTI）の人には適用されない。

合意の上の同性愛者の性行為に対する根深い宗教的、文化的なタブーが存在していた。性的指向や性同一性に基づく差別に関する公式な報告書や NGO による報告はなかったが、社会的汚名を着せられる不安が、犠牲者が虐待や嫌がらせを報告するのを妨げている可能性があった。活発な LGBTI 組織はなかった。

HIV 及びエイズによる社会的汚名

HIV 感染者が汚名を着せられることを防ぐための法律は存在するが、政府は HIV 感染者/エイズ患者に対する差別を撲滅させることについては援助機関の努力に頼っていた。政府の努力は、医療サービス提供者に給与を支払うことに限られていた。汚名を着せられた犠牲者のほとんどは、夫がエイズで死亡した後に家族から見捨てられた女性であった。医師やその他の保健医療従事者は、日常的に医療機密基準を無視していたため、検査を受けることに対して不信感が広まっていた。

その他の社会的暴力または差別

特に森林地域において、白皮症（アルビノ）の人に対する差別が起きていた。白皮症があ

ることによって犠牲になった人についての憶測は続いていたが、当局は当年中に確認された報告を受けていなかった。白皮症の人の権利保護に関する NGO は、白皮症の人への差別や暴力に対する意識を高める活動を続けていた。

エボラ出血熱の生存者は、全国的に職場や社会のどこかで、差別に引き続き遭遇している。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法は、労働者が自主的な組合を組織し、それに参加し、ストライキに参加し、団体交渉する権利を規定しているが、法はまた、これらの権利の自由な行使にも制限を加えている。(2016 年)2 月に、政府は労働組合が代表する会社、地域、または同業者の労働者の 20% の支持を得ることを労働組合に要求する新しい労働法典を採択した。新法では、労働組合が労働省へストライキの 10 日間前の通知を与えることを義務づけているが、事前の通知なしに作業能率を低下させる争議行為を許している。ストライキは仕事に関連する係争点にのみ許可されているが、このような許可は国家公務員、軍の隊員、又は臨時政府職員には認められていない。これらに属する者には、ストライキをする法的権利が否定されているためである。

労働法典は、労働組合員を組合活動に対する妨害行為から保護している。法は、使用者による従業員の雇用、解雇、および処遇に関する決定について、組合員であること及び組合活動をしたことを考慮に入れることを禁止している。また、労働者は不当労働行為に対して 30 日以内に申し立てをすることも認められている。

労働省内にある労働査察官室(The Office of the Inspector-General of Work)は、法律で要求されているように、合意による仲裁を監督している。雇用者は、特に「不可欠な事業」において拘束力のある仲裁を課すことが多かった。

政府は、適用される法律の違反に対して、十分な取り締まりをしていなかった。資源と検査は、法を遵守させるのに十分ではなく、違反者に対する処罰も行われていなかった。行政手続や司法手続の遅れに関する情報は入手できなかった。さまざまな労働違反に対する罰は、5 万以上 150 万 GNF 以下 (\$5.50~\$165) の罰金、若しくは 6 ヶ月以上 5 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科にするものであった。様々な労働違反の中で刑法典にも規定されているのは、強制労働、違法労働者の密入国、組合の会合の妨害である。刑法典はまた、労働犯罪を定義しており、国益を損ねたり、営業秘密を盗んだりする労働者や雇用

者への刑罰を含んでいる。しかし違反を抑止するには罰則が不十分であった。

労働者組織は、一般的に、政府や政党の干渉から独立して運営されていた。当局は、結社の自由と団体交渉権を常に尊重しているわけではなかった。

b. 強制労働の禁止

法は、幾つかの形態の強制労働を禁じているが、労働によって債務を返済する行為を禁じていない。法律は、5 年以上 10 年以下の拘禁刑及び強制労働によって第三者の自由を奪う犯罪から得た利益を没収する罰則を定めている。政府はこの法律違反の取り締まりを徹底し、成人強制労働の有罪判決を得ることはできていなかった。違反を抑止するには、罰則は不十分であった。強制労働を義務付ける刑罰は違法であるが、被収容者は掃除などの刑務所内での雑用に参加させられることがあった。

報告では、成人強制労働は農業分野で最も行われていたと指摘していた。強制児童労働も起きており、報告された人身売買被害者の大半は子供であった（第 7 節 c. を参照）。

移住労働者は、強制労働被害者のほんの一部であった。

米 국무省の人身売買報告書を www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で参照。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法は、フォーマルセクターにおける児童労働を禁じており、3 年以上 10 年以下の拘禁刑および児童労働をさせた結果得られた利益の没収を規定している。法は、インフォーマルセクターで働く子供を保護していない。雇入れの最低年齢は 16 歳である。例外として、児童が奉公人の仕事や農業などの分野での軽作業の実習生として 12 歳で、また他の仕事の実習生として 14 歳で働くことを認めている。法は、18 歳未満の労働者や実習生が 10 時間以上、夜間、及び日曜日に働くことを認めていない。労働省は、18 歳未満の女性と若者を雇用できない危険な職業や活動を列挙しているが、取り締まりはフォーマルセクターの大企業にしか行っていない。法は、農業を含む全ての児童労働が関与する分野での危険な職業および活動を禁止していない。刑法典では、未成年者が関与する場合、強制労働に対する刑罰を加重しているが、刑罰は国際基準を満たしておらず、取り締まりも児童労働違反を抑止するのに十分ではなかった。最新の統計によると、18 歳未満の全ての児童の 3 分の 1 以上が ILO によって危険とされている産業で働いていた。児童法典は、条約の義務を尊重し、司法制度によって法律とみなされると規定しているものの、政権が法案を通せな

かったために、法典の効力についてあいまいなままであった。

労働省は、児童労働法違反の取り締まりを担当し、時折査察を実施していた。当局は、違反者を訴追し、処罰することは一切なかったし、査察も適切ではなかった。治安省下の OPROGEM は、児童売買と児童労働違反の調査を担当している。逮捕後、警察は全ての情報を法務省に移す。2012 年に治安省は、特に児童売買と児童労働違反に重点を置いた新しい部署を設置した。同部門は、30 人のメンバーを擁し、2012 年に 5 件、2013 年に 1 件、2014 年上半期に 4 件の訴訟を提起した。2014 年に裁判所は、セネガルに 22 人の未成年者の人身売買を行った罪で、3 人の人身売買業者に 4 カ月の拘禁刑の判決を下した。

少年は、自給農業、小規模商業、強制された物乞い、路上販売、靴磨き、採掘のようなインフォーマルセクターでしばしば働いていた。少女の方が数は少なかったが、ほとんどの場合、近隣諸国からの移住者で、奉公人の仕事をしていた。強制児童労働は、主にカジュアルナッツ、ココア、コーヒー、金、ダイヤモンド部門で起きていた。5 歳から 16 歳の多くの子供が最低限の報酬とわずかな食べ物のためにダイヤモンドと金の鉱山で一日に 10 時間から 15 時間働いていた。鉱山で子供達は、鉱物の採取、輸送、洗浄をしていた。彼らは極端な状況で働いていて、安全装備は不十分で、水や電気もなく、病気に罹る絶え間ない危険に直面していた。キンディア地域では、地元の児童保護委員会が、運搬人、鉱夫、家事労働者として働く子供を 430 人、ホームレスの子どもを 150 人以上見つけ、身元を確認した。多くの子供達は学校に通っておらず、両親に連絡することもできなかった。これらは、強制労働をさせられているしるしであろう。

ILO で実施された 2011 年の政府調査によると、5 歳から 17 歳までの全ての子供の 43% が働いていて、年代別で見ると 5 歳から 11 歳の子供の 33%、12 歳から 15 歳の 56%、16 歳から 17 歳の子供の 61% が働いていた。働く子どものうちの 93% が、ILO が危険な状態と定義しているところに雇用されており、その国の全ての子どもの 40.1% が危険な状態で働いていた。これには、農業と漁業の 100 万人以上の子供、製造業の 30,600 人、鉱業の 46,100 人、建設業の 15,200 人、商業とレストランの 204,800 人、輸送業の 6,800 人、その他の有害作業や危険作業の 92,900 人が含まれていた。

多くの両親は子供が学校に通っている間、親戚やコーランの先生と一緒に暮らすように子供を送り出していた。受け入れた家族は、そのような子供に家事や農作業、路上での水売りや靴磨きをするように強制していた。物乞いを強制された子供もいた。

子供の商業的性的搾取も起きていた(第 6 節を参照)。

米国労働省の最悪の形態の児童労働に関する調査結果 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*) も www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/ で参照のこと。

d. 雇い入れと職業に関する差別

(2016 年)2 月に採択された労働法は、性別、宗教、政治的意見、障害又は民族に基づく雇用および職業に関する差別を禁じている。しかしながらこの法は、人種、肌の色、国籍又は市民権、社会的出自、性的指向又は性同一性、年齢、言語、HIV 陽性状態、又はその他の伝染病に基づく差別については対応していない。また政府は法律違反の取り締まりも徹底していなかった。違反を抑止するには、罰則は不十分であった。

同法は同一の労働には同一の賃金を義務付けていたが、女性は同様の仕事に対して男性より低い賃金を受け取っていた（第 7 節.d を参照）。フォーマルセクターで働いている障害者はほとんどいなかったが、小規模の家族経営で働いていた障害者は幾らかいた。多くは通りで物乞いをして生き抜いていた。

e. 受け入れ可能な労働条件

労働法は、政府が月額最低賃金を設定することを認め、違反は労働省によって取り締まるとしている。2013 年には政府がこの定めを初めて実施し、家事使用人の最低賃金を月額 440,000GNF(\$48) に設定した。他の職種の最低賃金は設定されなかった。政府が定めた公式な貧困所得水準はわからなかった。

法律では、通常の作業の場合、1 日 10 時間又は 1 週 48 時間を超えてはならず、また毎週、通常日曜日に少なくとも連続 24 時間の休息期間を義務づけている。全ての給与所得者は、年次有給休暇の法的権利があり、毎月少なくとも 2 労働日の割合で累積される。時間外賃金と夜間賃金についても法律に規定があり、通常の賃金の一定割合となっている。法は、年間で最大 100 時間の強制的な残業を規定している。

法には、労働安全衛生に関する一般的な規定が含まれているが、政府は現実的な職場安全衛生基準を設定していなかった。さらに、政府は労働法で求められている特定の職業や特定の作業方法について明確な安全要件を定める命令を出していなかった。外国人および移住者を含むすべての労働者には、安全でない状態で就労することを処罰されることなく拒否する権利がある。

労働省は、労働基準違反の取り締まりを担当し、160 人の査察官には、労働者の健康に有害であるとみなされる状況での作業を直ちに中断する権限が与えられていた。それにもかかわらず、違反の取り締まりは、たまにしか行われていなかった。ILO によると、査察官は十分な訓練を受けておらず、資源も限られていた。査察官が退職しても、補充はされていなかった。査察官には、職務を遂行するのに必要なコンピュータと移動手段が欠けていた。労働法違反に対する罰則は、違反を抑止するのに十分ではなかった。刑法は、人身売買の罪で有罪判決を受けた者に対して、10 年以下の拘禁刑を定めている。さらに、刑法は、人身売買業者が強制労働をさせたことによって受け取った財物又は金銭を没収することを定めている。強制労働に誰かを斡旋することは、5 年以下の拘禁刑に処せられる。

当局は労働慣行を監視したり、週間労働時間基準や残業規則の違反を取り締まったりすることはめったになかった。教師の賃金は非常に低く、時には教師は賃金不払いの状態が 6 ヶ月以上も続くことがあった。未払い給与分は支払ってもらえず、極貧生活を送っている教師もいた。

賃金、時間外労働、労働安全衛生基準の違反は、どのセクターでも頻繁に起きていた。たとえば、ギニア北部の手作業による（小規模）金採掘地域の労働条件は安全でなく、査察官が労働衛生に問題があり、環境危険物質もあると判断したとの報告があった。

危険な状況下での労働に対する法的保護があるにもかかわらず、多くの労働者は報復を恐れ、危険な状況下での仕事を拒否する権利を行使していなかった。業務上災害件数や死者数に関するデータは入手できなかったが、危険な労働条件下での事故は一般的であった。政府は土砂崩れによる死亡を防ぐため、雨季には金やその他の鉱物の採掘を禁止した。しかしながら、採掘作業はマリとの国境付近で継続され、事故は繰り返し起きていた。